

平成31年 第1回

# 士幌町議会定例会議案

平成31年3月8日

議案第1号	平成30年度士幌町一般会計補正予算（第8号）
議案第2号	平成30年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第3号	平成30年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第4号	平成30年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第5号	平成30年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第6号	指定管理者の指定について
議案第7号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第8号	士幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
議案第9号	士幌町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例案
議案第10号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第11号	士幌町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例案
議案第12号	士幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正する条例案
議案第13号	士幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案
議案第14号	士幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案
議案第15号	士幌町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第16号	平成31年度士幌町一般会計予算
議案第17号	平成31年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算
議案第18号	平成31年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第19号	平成31年度士幌町介護保険事業特別会計予算
議案第20号	平成31年度士幌町介護サービス事業特別会計予算
議案第21号	平成31年度士幌町簡易水道事業特別会計予算
議案第22号	平成31年度士幌町公共下水道事業特別会計予算
議案第23号	平成31年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成31年3月8日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

議案第6号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 士幌町農畜産物加工研修施設
- 2 指定管理者 河東郡士幌町字士幌西2線147番地  
株式会社C h e e r S  
代表取締役 加納 昇
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

説明

士幌町農畜産物加工研修施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第7号

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

#### (職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第13条の2」の次に「第1項」を加える。

第13条第1号中「4,200円」を「4,400円」に、「2,100円」を「2,200円」に改め、同条第2号中「4,200円」を「4,400円」に、「2,800円」を「2,900円」に改め、同条第3号中「20,000円」を「21,000円」に、「10,000円」を「10,500円」に改める。

#### (職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例（昭和40年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第3条 特殊勤務手当支給条例（平成16年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条中「6,800円」を「7,300円」に改める。

第10条中「6,600円」を「7,100円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### 説 明

国家公務員の給与に関する法律の改正（人事院勧告）並びに、人事院規則の一部改正を踏まえ、条例を改正するものである。

議案第8号

士幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

士幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例

士幌町手数料徴収条例（昭和43年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2(11)の項及び(12)の項を削り、(13)の項を(11)の項とし、(14)の項から(22)の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説 明

フッ素塗布料及びサホライド塗布料に係る手数料の徴収を廃止するため、条例を改正するものである。

議案第9号

士幌町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例案

士幌町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例

士幌町社会福祉委員会条例（昭和44年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「19名」を「20名以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

世帯数の増加により、委員の改選期にあわせ担当地区を見直し、委員を1名増員するものである。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「据置期間中は無利子とし」を「、据置期間中は無利子とし」に、「年3%」を「年3パーセント以内で町長が定める率」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帶して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

説 明

災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の改正に伴い、条例を改正しようとするものである。

士幌町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例案

士幌町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例

士幌町水道事業給水管理条例(昭和45年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第38条第3号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の士幌町水道事業給水管理条例第38条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

説 明

学校教育法の一部を改正する法律(平成29年第41号)及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第45号)により、布設工事監督者が有すべき資格を改正するため、条例を改正するものである。

士幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正する条例案

士幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正する条例

士幌町農地利用集積円滑化事業基金条例（平成 22 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項中「町長が承認した日から施行し、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。」を「町長が承認した日から施行する。」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(報酬に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 報酬に関する条例の一部を改正する条例（平成 22 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。  
附則中「町長が承認した日から施行し、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。」を「町長が承認した日から施行する。」に改める。

説 明

事業期間満了に伴い、事業の継続実施のため、条例を改正するものである。

士幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案

士幌町立学校設置条例の一部を改正する条例

士幌町立学校設置条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1佐倉小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

説 明

佐倉小学校を廃止するため、条例を改正するものである。

士幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案

士幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

士幌町学校給食センター設置条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	金額
小学校児童	1人1日当たり200円
中学校生徒	1人1日当たり240円
小学校教職員等	1人1日当たり255円
中学校教職員等	1人1日当たり296円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説 明

学校給食材料の価格高騰に伴い学校給食費を改定するため、条例の一部を改正するものである。なお、1人1日当たり小学校で5円、中学校で6円引き上げするが、児童・生徒に係る学校給食費については、保護者の負担軽減を図るために1人1日当たり小学校児童で55円、中学校生徒で56円を減額し町費で負担しようとするものである。

士幌町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案

士幌町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(士幌町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 士幌町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例（平成8年条例第2号）  
の一部を次のように改正する。

第2条の表しほろ清流パークゴルフ場の項を次のように改める。

士幌町総合運動公園パークゴルフ場	士幌町字士幌幹線168番地
------------------	---------------

(士幌町総合グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 士幌町総合グラウンドの設置及び管理に関する条例（昭和62年条例第14号）  
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

士幌町運動公園の設置及び管理に関する条例

第1条から第5条までを次のように改める。

(設置)

第1条 町民のスポーツの振興を図るため、士幌町運動公園（以下「運動公園」と  
いう。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 運動公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
士幌町総合運動公園	士幌町字士幌幹線168番地
士幌町農村運動公園	士幌町字士幌西2線148番地

(構成施設)

第3条 士幌町総合運動公園は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 陸上競技場

(2) 野球場

(3) 多目的球技場

2 士幌町農村運動公園は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 野球場
  - (2) スケートリンク
  - (3) 駐車場
- (管理運営)

第4条 運動公園の管理運営は、教育委員会が行う。

(使用の許可)

第5条 運動公園を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の許可に際し、使用の制限その他の必要な条件を付することができる。

第8条及び第9条を次のように改める。

(使用料)

第8条 運動公園の使用料は、無料とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

様式1号及び様式2号を削る。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### 説 明

しほろ清流パークゴルフ場を廃止し、士幌町総合運動公園パークゴルフ場を新設するため、士幌町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例を改正し、士幌町総合グラウンドの施設からパークゴルフ場を削り、士幌町総合グラウンドの名称を士幌町総合運動公園に改めるため、士幌町総合グラウンドの設置及び管理に関する条例を改正しようとするものである。

議案第16号

平成31年度士幌町一般会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成31年度士幌町一般会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第17号

平成31年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成31年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第18号

平成31年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成31年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第19号

平成31年度土幌町介護保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成31年度土幌町介護保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第20号

平成31年度士幌町介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成31年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第21号

平成31年度士幌町簡易水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成31年度士幌町簡易水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第22号

平成31年度士幌町公共下水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成31年度士幌町公共下水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第23号

平成31年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成31年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を、別案のとおり提出する。

